

令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業 業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「令和6年度有望輸出国における県産農林水産物等の販路回復事業」業務を委託するに当たり、その業務等を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものである。

1 目的

香港、台湾及び韓国において交流会の開催及び現地イベント出展の取組を通じて、福島県の現状や県産農林水産物の安全性確保の取組、本県産農林水産物の魅力などの情報発信を行うことで、県産農林水産物の風評払拭及び販路回復につなげる。

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

3 業務の内容

(1) 香港現地における交流会の開催

香港のイベント会場において、現地の経済界関係者及び事業者を対象として、福島県の安全性確保に向けた取組の説明、県産農林水産物の魅力に関する講演及び県産農林水産物等（加工品を含む）を用いた本県の食文化が伝わるメニュー提供（試食試飲）を行う交流会を開催することで、現地事業者等との関係性を構築し、県産農林水産物等の風評払拭及び販路回復につなげる。

ア 実施期間

日程：令和7年1月（予定）に1回

イ 会場

香港日本人倶楽部 ファンクションルーム 松の間及び菊の間（予定）

ウ 実施内容

次の内容とするが、県産農林水産物の販路を回復するにあたり、適切な内容があれば提案すること。

(ア) 福島県職員による県産農林水産物の安全性確保の取組に関する説明

(イ) 県内業界団体の関係者による県産品の魅力に関する講演

(ウ) 試食試飲

(エ) お土産の配布

エ 会場の設営・運営管理の一切に関すること

(ア) 県産農林水産物等を使用した試食試飲品を会場全体に展開すること。

※ 試食試飲品の調理は会場スタッフ（香港日本人倶楽部）が行う。

（会場の費用に含まれる。）

(イ) 当日の進行表等を記載した運営マニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき、会場の設営、進行管理を行うこと。

オ 参加者の招聘

現地における経済界関係者及び事業者の招聘にあたり必要な連絡調整を行うこと。なお、開催規模は30～50名程度とし、参加者の選定は福島県が各関係機関と調整の上、行うものとするが、県産農林水産物の販路回復に資する適切な事業者等がいる場合は適宜提案すること。

カ 講演者の帯同

上記ウ（イ）実施に伴う講演者の選定、手配及び現地への帯同にかかる一切の業務を行うこと。

なお、講演者は米及び日本酒の生産、販売等に携わる県内業界団体関係者とし、福島県と調整の上、決定するものとする。

また、現地への帯同人員は、各団体において講演者のサポート、緊急時の予備講演者となり得る者1名を加え、最大4名を想定し、渡航及び滞在にかかる費用についても本業務における費用で負担すること。

キ 試食試飲品等の選定及び輸送

上記ウ（ウ）実施に伴い、参加者が本県の食文化に対し興味関心を惹くような試食試飲品を選定すること。なお、選定にあたっては可能な限り県産品を使用することとするが、香港へ輸出ができない食材については、現地における調達も想定すること。

また、試食試飲品及び交流会開催にあたり必要な資材等（お土産含む）の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）についても、県内事業者、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと。

ク 各種申請等

事業実施にあたり、各種申請等が必要な場合は取りまとめて行うこと。

（2）各現地におけるイベントへの出展

香港、台湾及び韓国現地で開催される福島県の指定するイベントにおいて、福島県ブースを出展し、県産農林水産物等の魅力を発信する。

ア 実施期間等

令和7年2月（予定）に各1回

イ 実施内容

県産農林水産物及び必要資材等を福島県と調整のうえで手配し、イベント会場でのブース運営を行う。なお、イベント出展の申込及び主催者との連絡調整は福島県が行うこととし、会場使用料は本業務において発生しないものとする。

ウ 試食試飲品の輸送

参加者が本県の食文化に対し興味関心を惹くような試食試飲品（調理が必要な場合、ブース内で行う簡易な調理を想定する。）を選定すること。なお、選定にあたっては可能な限り県産品を使用することとするが、現地へ輸出ができない食材については、現地における調達も想定すること。

また、試食試飲品及びイベント出展にあたり必要な資材等の手配及び輸送（現地

での保管及び会場搬入を含む)についても、県内事業者、輸出入事業者及び卸売業者等と連携の上行うこと

エ 当日の運営

当日の進行表等を記載した運営マニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき、ブースの設営・運営を行うこと。

オ 各種申請等

事業実施にあたり、各種申請等が必要な場合は取りまとめて行うこと。

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

5 成果品

- (1) 「3 業務の内容」に記載の各業務の実施結果をまとめた報告書（実施状況写真含む）。
- (2) その他福島県が必要と判断したもの。

6 財産権の取扱い

受注者が委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として福島県に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、福島県に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 受注者財産に関して出願・申請の手続を行う場合、福島県に報告すること。
- (2) 福島県が公共の利益のために要請する場合、福島県に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、福島県の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い、希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱いを行うこと。

7 その他

(1) 仕様変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ福島県と協議し、福島県の承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、福島県と受注者が協議して定める。

(3) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。

(4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存しなければならない。

